

津市文化振興審議会
平成21年 3月17日

津市長 松田直久様

津市文化振興審議会
会長 山田 康



津城跡に係る歴史的景観と都市景観との調和について
(答申)

平成20年7月10日付け津市文第133号で当審議会に対し意見を求められた津城跡に係る歴史的景観と都市景観との調和について、津市文化振興条例（平成18年津市条例第246号）第8条第2項の規定に基づき別紙のとおり答申します。



- 1 津市文化振興審議会（以下「審議会」という。）は、津市文化振興条例（平成18年津市条例第246号）に基づき設置され、津市の文化振興に関する事項について調査審議するための地方自治法（昭和22年法律第67号）による附属機関であります。
- 2 審議会は、市長からの諮問により「津城跡に係る歴史的景観と都市景観との調和」について審議してきました。津市丸之内地内における高層建築物建設予定地は、都市計画区域内の商業地域にあり、建築物に係る建設の可否及びデザインや予定地で発掘された石垣の保存方法などについては、諮問内容ではなく、審議の課題とするものではありませんが、建設物の外観等に関し文化振興の観点から、津城跡に係る歴史的景観と調和するとともに、中心市街地における都市景観との整合性が図られるまちづくりについて審議等を行ったところであります。
- 3 歴史的風土に培われた郷土の文化を継承し、未来を開く住民の文化の育成と向上を図り、津市にふさわしい心豊かな文化の創造と振興に寄与することは重要であります。こうした中、今日における津市の状況等を見据えると、自然景観のほか歴史的景観の保存と創出並びに調和のとれた都市景観の形成に努めることは、特に意義深いところであります。
- 4 都市景観の歴史的景観との関係では、景観そのものは地域固有の自然、歴史、文化等の特性と密接に関連し、地域の生活や経済活動の環境等を現すものでありますから、日本国憲法を頂点に景観法や都市計画法などの関係法令を踏まえる中で、地域ごとに多様な景観に係る価値が形成されていくものであります。このため、景観に係る計画等における区域や良好な景観の形成に係る方針、さらには行為の制限などは各地方自治体や各地域に応じ、種々の工夫がなされるべきであります。
- 5 また景観は、本来的に地域に固有の環境であって、各地域におい

て価値のある景観に係る要素や町並みの在り方が異なることから、地域ごとに異なる多様な景観に係る価値を一律的に評することが適当でないところです。

- 6 今回の予定地における建設については、現在の法体系の下では、制限することは難しいところですが、本市で長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた歴史的資源と建設物との調和を図ることによって、住民が憩い、心癒される魅力あるまちづくりを推進することが求められます。
- 7 建設物の歴史的景観との調和を形成するために、津市のまちづくりの基本計画である都市マスタープランを早期に策定するとともに、住民主体のまちづくりを推進する中で、行政においては、関係部局が連携して各種施策を展開し、住民への情報提供や住民意識の高揚を図りつつ、景観条例を早期に整備することを要望するものです。
- 8 津市において景観条例が整備され景観行政団体になることにより、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）が策定されることになり、景観計画に係る区域を定めることができ、結果として良好な景観の形成を推進できることとなります。
- 9 津市の歴史的資源である津城跡の保全及び津城の復元については、現在津市教育委員会において策定中である「津城跡保存管理計画」に基づいた整備及び活用を要望するものです。
- 10 建築物の建設の可否については、建設予定地は私有地であり、商業地域にあることから、審議会としては、直接言及することは避けませんが、建設等が行われる場合に、津城跡を取り巻く歴史的景観を損なうことのないように配慮がなされ、中心市街地の活性化についても勘案される中で、歴史的景観との調和が図られることが求められます。調和を図ることに必要な条例等の法的な整備を要望するものです。